

一般競争入札の実施に係る揭示

標記について、希望者は下記により競争参加資格確認申請書等を提出されたく揭示する。

なお、本件は、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の業務である。

平成 30 年 3 月 8 日

独立行政法人都市再生機構中部支社

支社長 伊藤 功

1 業務概要

- (1) 業務名 30-中部支社管轄団地における商品企画等設計検討業務
- (2) 業務内容 主な業務内容は以下のとおりである。なお、詳細は入札説明書による。
 - ・商品企画住宅プランの商品企画及び基本設計
 - ・商品企画住宅プランの実施設計及び積算業務
 - ・共用部改修における商品企画及び基本設計
 - ・設計の意図伝達業務
 - ・仕様等の検討及び提案
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から平成 31 年 3 月 31 日まで

2 競争参加資格

- (1) 次の①から⑤に掲げる資格を満たしている単体企業であること。
 - ① 独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成 16 年独立行政法人都市再生機構達 95 号)第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと。
 - ② 当機構中部地区における平成 29・30 年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争(指名競争)参加資格を有している者で、「建築設計」の業種区分(以下「一般競争参加資格」という。)の認定を受けていること(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部支社長(以下「支社長」という。)が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により建築設計の再認定を受けていること)。
 - ③ 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
 - ④ 会社更生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記②の再認定を受けた者除く。)でないこと。
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。
(詳細は、機構HP→入札・契約情報→入札心得、契約関係規定→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照)
- (2) 平成 19 年度以降に受注し完了した、以下に記載する「同種又は類似業務」において 1 件以上の実績(再委託による業務の実績を含む)を有する者であること。
 - ・同種業務：
平成 19 年度以降において受注し完了した公的機関(※1)が発注したストック改修設計等(※2)業務。
 - ・類似業務：

平成 19 年度以降において受注し完了した新規の集合住宅の設計業務。

※1 公的機関とは、国、地方公共団体、独立行政法人、法律に基づき地方公共団体が設置できる公社（住宅供給公社、土地開発公社）をいう（UR都市機構も含む。）。

※2 ストック改修設計等とは、団地の価値向上のための、既存団地の専用部及び共用部の改修に係る設計・検討業務をいう。

(3) 以下の①、②に掲げる基準を満たす管理技術者を当該業務に配置できること。

① イ又はロのいずれかであること

イ 一級建築士又は技術士（建設部門）の取得後 2 年以上の実務経験のある者で、上記(2)に示す同種又は類似業務に従事したことが 1 件以上ある者。

ロ 一級建築士又は技術士（建設部門）の取得後 2 年以上の実務経験のある者で、上記イの予定管理技術者を監理する立場として従事した経験のある者。

② 予定管理技術者の雇用関係

配置予定管理技術者は、申請書及び資料の提出期限日時点において当該業者と恒常的な雇用関係があること。雇用関係がないことが判明した場合は、虚偽の記載として取り扱う。なお恒常的雇用関係とは、申請書の提出日以前に 3 か月以上の雇用関係があることをいう。

3 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、当該入札者の入札価格から求められる下記①の「価格評価点」と下記②により得られた「技術評価点」との合計値（以下「評価値」という。）をもって行う。

① 価格評価点の評価方法は、以下のとおりとし、価格点は 30 点とする。

価格評価点＝価格点×（1－入札価格／予定価格）

② 技術評価点の算出は、以下のとおりとし、最高点は 60 点とする。

技術評価点＝60×技術点／技術点の満点

また、技術点の算出は、申請書及び資料の内容に応じ、下記イからニの評価項目ごとに評価を行い、技術点を与えるものとし、満点は 80 点とする。

イ 企業の業務実績

ロ 予定管理技術者の経験及び能力

ハ 実施方針

ニ 評価テーマに関する技術提案

(2) 落札者の決定方法

入札参加者は「価格」、「企業の業務実績」、「予定管理技術者の経験及び能力」、「実施方針」、「評価テーマに関する技術提案」をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、上記(1)によって得られる「評価値」の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求条件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、評価値の最も高い者が 2 者以上あるときは、くじ引きにより落札者となるべき者を決定する。

4 入札手続等

(1) 入札説明書の交付期間、交付方法

交付期間：平成30年3月8日（木）から平成30年3月26日（月）まで

交付方法：当支社ホームページよりダウンロードとする。

(2) 申請書及び資料の提出期間、提出場所、提出方法

提出期間：平成30年3月8日（木）から平成30年3月26日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時の間は除く。）。

提出場所：〒460-8484 愛知県名古屋市中区錦3-5-27 錦中央ビル7階
独立行政法人都市再生機構 中部支社 住宅経営部 ストック技術課
電話 052-968-3276

提出方法：あらかじめ提出日時を連絡のうえ、内容を説明できる者が持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 入札書の提出期限、場所及び方法

提出期限：平成30年5月9日（水） 午後5時

提出場所：〒460-8484 愛知県名古屋市中区錦3-5-27
独立行政法人都市再生機構 中部支社 総務部 経理課
電話 052-968-3314

提出方法：同日同時刻必着での一般書留郵便による郵送とし、提出先への持参又は電送によるものは受け付けない。

(4) 開札の日時及び場所等

開札日時：平成30年5月11日（金） 午後2時30分

開札場所：独立行政法人都市再生機構中部支社 総務部 経理課

※入札は郵送による事前受付のみとし開札時の立会いは不要とする。

なお、(5)の手続きに移行することとなった場合は、開札の日時及び場所は、(5)④によるものとし、その旨別途通知する。

(5) 追加公募手続への移行

当該業務は、入札に参加する者が当機構の関係法人1者だった場合は、当該手続を中止し、再公募に準じて、開札を中断し、以下の追加公募手続を踏まえたところで開札を行う。なお、当初の入札者は、申請書、資料並びに入札書の再提出は必要ない。

① 追加公募手続による入札説明書の交付期間及び交付方法

交付期間：平成30年5月14日（月）から平成30年6月5日（火）まで

交付方法：当機構ホームページよりダウンロードとする。

② 追加公募手続による申請書及び資料の提出期間、提出場所及び提出方法

提出期間：平成30年5月14日（月）から平成30年6月5日（火）の土曜日及び日曜日を除く毎日、午前10時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時の間は除く。）

提出場所：〒460-8484 愛知県名古屋市中区錦3-5-27 錦中央ビル7階
独立行政法人都市再生機構中部支社 住宅経営部 ストック技術課
電話 052-968-3276

提出方法：あらかじめ提出日時を連絡の上、原則として内容を説明できるものが持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

③ 追加公募手続による入札書の提出期限、提出先及び提出方法

提出期限：平成30年6月29日（金）午後5時

提出場所：〒460-8484 愛知県名古屋市中区錦3-5-27 錦中央ビル6階
独立行政法人都市再生機構中部支社 総務部 経理課
電話 052-968-3314

提出方法：同日同時刻必着での一般書留郵便による郵送とし、提出先への持参又は電送によるものは受け付けない。

④ 追加公募手続による開札の日時及び場所

開札日時：平成30年7月3日（火）午前11時

※②の提出期間において申請書及び資料の提出がない場合は、平成30年6月5日（火）午後5時に開札を実施する。

開札場所：独立行政法人都市再生機構中部支社 総務部 経理課

※入札は郵送による事前受付のみとし、開札時の立会いは不要とする

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金は免除。

契約保証金については、請負代金額の10分の1以上を納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合、契約保証金を免除する。

(2) 入札の無効

本掲示に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 問い合わせ先

① 申請書及び資料について

独立行政法人都市再生機構中部支社 住宅経営部 ストック技術課

電話 052-968-3276

② 一般競争参加資格について

独立行政法人都市再生機構中部支社 総務部 経理課

電話 052-968-3314

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされている。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表するので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うこと。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意したものとみなす。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等をしない相手方については、その名称等を公表することがある。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

ロ 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

イ 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

ロ 当機構との間の取引高

- ハ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 - 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
 - ニ 1者応募又は1者応募である場合はその旨
 - ③ 当方に提供していただく情報
 - イ 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
 - ロ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
 - ④ 公表日
 - 契約締結日の翌日から起算して72日以内
- (6) 詳細は入札説明書による。

以 上